

## 規制シート(様式)

180199800910001

平成28年12月6日

規制の名称	大規模小売店舗立地法	所管府省	経済産業省
根拠法令等	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)、 大規模小売店舗立地法施行令、 大規模小売店舗立地法施行規則、 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	経済産業省商務流通保安グループ 流通政策課長 林 揚哲
規制目的	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを大規模小売店舗を設置する者が確保するようにすることによって、小売業の健全な発展を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	一定規模以上の店舗面積の小売店舗(大規模小売店舗)について、新設・変更にあたっての都道府県等への届出や説明会開催の義務付け等の周辺地域の生活環境の保持のために大規模小売店舗に配慮を求める手続きを規定。  ○ 大規模小売店舗を新設する場合は都道府県等に新設届出が必要。新設届出の対象となった大規模小売店舗は届出から8ヶ月を経過しなければ新設をしてはならない。 ○ 大規模小売店舗の店舗面積、営業時間等を変更する場合は都道府県等に変更届出が必要。 ○ 新設・変更届出をした場合は、地域住民への説明会開催が必要。 ○ 新設・変更届出に対して、都道府県等から生活環境の保持の見地からの意見があった場合は、届出内容を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行う。 ○ 都道府県等による生活環境の保持の見地からの意見を受け、変更された届出の内容が適正に意見を反映しておらず、生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると判断された場合は、必要な措置をとるべきことを勧告できる。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	平成10年6月3日制定 改廃実績無し	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	大規模小売店舗の立地による、交通渋滞、騒音、廃棄物等の影響から周辺地域の生活環境を保持するため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

180199800910001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>大規模小売店舗立地法 第4条</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>大規模小売店舗立地法第4条によって、経済産業大臣が大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項を指針として定め、公表することとされているため。</p> <p>&lt;大規模小売店舗立地法&gt; 第4条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。 2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項 二 大規模小売店舗の施設(店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項</p>